

## 大手前・森之宮まちづくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 大阪府庁舎周辺地域(以下「大手前地区」という。)及び大阪府立成人病センター等跡地(以下「森之宮地区」という。)のまちづくりに関し、その具体化に向けて意見を求め、大手前地区及び森之宮地区の土地利用の具体的な計画の策定等に役立てていくため、大手前・森之宮まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 市場調査を踏まえた導入機能の設定
- (2) ゾーニング、動線計画、景観形成の基本方針
- (3) 土地活用手法・条件の設定
- (4) 土地利用プランニング
- (5) その他土地利用の具体的な計画の策定等に必要な事項

2 協議会は、必要に応じて関係者を招集し、意見交換を行う。

(組織)

第3条 協議会は、知事が委嘱する別表第1に掲げる委員で組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときややむを得ず欠席するときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 協議会に知事が委嘱する別表第2に掲げるオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、協議会に出席し、会長の求めに応じて必要な意見を述べる。

(任期)

第6条 委員及びオブザーバーの任期は、平成23年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、総務部庁舎管理課大手前・森之宮まちづくり推進プロジェクトチームにおいて行う。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月31日から施行する。